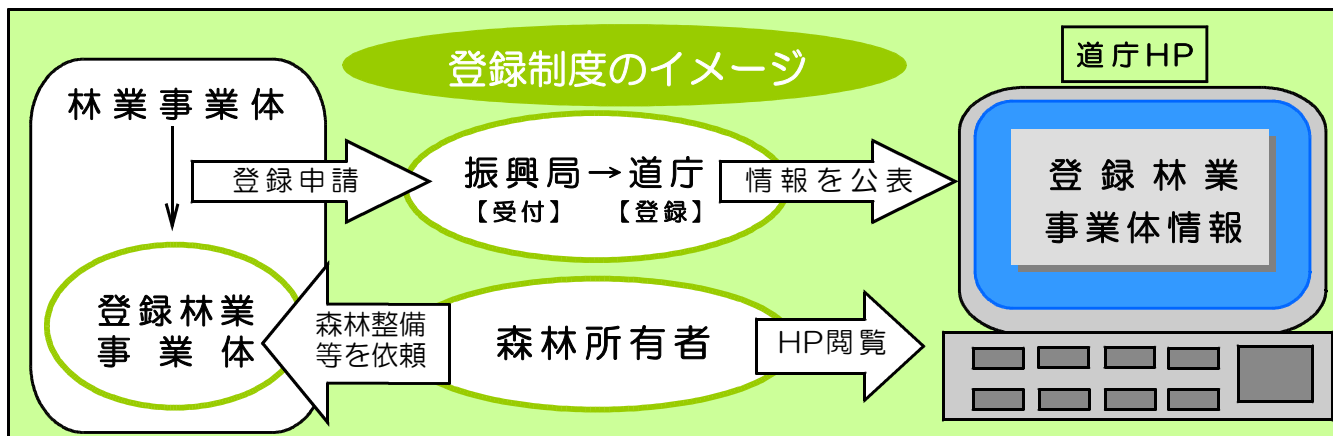


水林－1 北海道林業事業体登録制度について

森林所有者の皆様が、この登録制度を活用して森林施業を行う林業事業体を選択できるよう、また林業事業体の皆様が、自ら進んで事業の実行能力等を広く公表することにより受注機会の増加に取り組めるよう平成24年8月からこの取り組みを進めています。



■ 森林所有者の皆様へ

- 登録的林業事業体とは 北海道において森林整備を行う事業体
- 登録内容について
 - 【基本情報】住所、名称、代表者など
 - 【事業情報】事業実績、機械保有台数など
 - 【雇用管理情報】雇用管理者専任、各種保険加入など
 - 【地域貢献等情報】表彰実績、森林認証取得など
 - 【成績評定】北海道が補助金を交付する森林整備事業（一般民有林）や北海道森林管理局発注事業、北海道発注事業に係る成績評定を掲載（公表を希望する事業体のみ）

■ 林業事業体の皆様へ

- 申請の方法について
 - 【受付期間】随時受付
 - 【受付場所】主たる事務所所在地の振興局
 - 【提出書類】申請書
登記事項全部証明書(個人事業主は住民票)
指針遵守宣誓書
- 有効期間 登録を受けた日から5年間（以後5年ごとに更新）

■ 詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/tourokuseido/tourokuseido-top.htm>

【お問い合わせ先】 水産林務部林務局林業木材課 事業体育成グループ
TEL 011-204-5503(直通) FAX 011-232-1294